



2024年11月29日

各 位

会 社 名 株式会社あいちフィナンシャルグループ
代表者名 代表取締役社長 伊藤 行記
(コード番号 : 7389 東証プライム・名証プレミア)
問合せ先 総務部長 赤尾 基輝
(T E L : 052-262-6512)

(開示事項の変更)「譲渡制限付株式報酬」に関する内容の一部変更のお知らせ

株式会社あいちフィナンシャルグループ（社長 伊藤 行記）では、2023年6月23日及び2024年6月21日付「譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ」（2023年6月23日付のお知らせを「原開示1」、2024年6月21日付のお知らせを「原開示2」、合わせて「原開示」といいます。）にてお知らせしたとおり、当社子会社である株式会社中京銀行（以下、「中京銀行」といいます。）の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対して譲渡制限付株式を割当しておりますが、本日開催の取締役会において、原開示にてお知らせした譲渡制限付株式報酬の内容を一部変更する旨を決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

当社は、当社の対象取締役が株価変動のメリットとリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、2023年より譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

本制度では、「当社および当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任する日まで」の間を譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」といいます。）としておりますが、中京銀行と株式会社愛知銀行との合併の効力発生を条件として2025年1月1日をもって株式会社あいち銀行（以下、「あいち銀行」といいます。）が発足するにあたり、中京銀行の取締役があいち銀行において執行役員に就任した場合においては、本譲渡制限期間に加え、あいち銀行の取締役および執行役員の地位から退任する日までの間も本譲渡制限期間に含めることとすることが、本制度の意義に沿ったものとなることから、このたび、原開示でお知らせした過去2回の譲渡制限付株式の譲渡制限期間を変更することといたしました。

2. 変更の内容

原開示の「3. 割当契約の概要」における以下の箇所を変更いたします。変更箇所は下線を付しております。なお、以下に記載している変更箇所を除き、原開示の記載内容に変更はありません。

また、当社の取締役を兼務する取締役については、当該取締役に対して、中京銀行の報酬としての譲渡制限付株式報酬についてのみ変更を行うもので、当社の報酬としての譲渡制限付株式報酬についての変更はありません。

(変更前)原開示1:2023年6月23日付開示	変更後
<p>①譲渡制限期間</p> <p>2023年7月10日から割当対象者が当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任する日までの間</p> <p>上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。</p>	<p>①譲渡制限期間</p> <p>2023年7月10日から割当対象者が当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任する日までの間</p> <p>上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。</p> <p><u>ただし、当社子会社である株式会社中京銀行と株式会社愛知銀行との合併の効力発生を条件として、合併の効力発生日である2025年1月1日をもって、割当対象者が、株式会社あいち銀行の執行役員に就任した場合、あいち銀行の取締役および執行役員の地位から退任する日までの間は、譲渡制限を解かないといたします。</u></p>
<p>⑤組織再編等における取扱い</p> <p>当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以</p>	<p>⑤組織再編等における取扱い</p> <p>当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来す</p>

<p>下、「組織再編等承認時」という。) であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者が当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、2023年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。</p> <p>また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。</p>	<p>るときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。) であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者が当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位<u>(合併の効力発生日である2025年1月1日にあいち銀行の執行役員に就任した場合は、あいち銀行の執行役員の地位も含む)</u>からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、2023年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。</p> <p>また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。</p>
---	--

(変更前) 原開示2:2024年6月21日付開示	変更後
<p>①譲渡制限期間</p> <p>2024年7月8日から割当対象者が当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任する日まで（ただし、当該退任の日が2025年6月30日以前の日である場合には、2025年7月1日）の間</p> <p>上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられ</p>	<p>①譲渡制限期間</p> <p>2024年7月8日から割当対象者が当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任する日まで（ただし、当該退任の日が2025年6月30日以前の日である場合には、2025年7月1日）の間</p> <p>上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割</p>

<p>た譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。</p>	<p>り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。</p> <p><u>ただし、当社子会社である株式会社中京銀行と株式会社愛知銀行との合併の効力発生を条件として、合併の効力発生日である2025年1月1日をもって、割当対象者が、株式会社あいち銀行の執行役員に就任した場合、あいち銀行の取締役および執行役員の地位から退任する日までの間は、譲渡制限を解かないといたします。</u></p>
<p>②譲渡制限付株式の無償取得</p> <p>当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日（割当対象者が当社子会社の取締役の場合は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当該子会社の定時株主総会の開催日の前日）までに当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。</p> <p>また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了時点」という。）において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。</p>	<p>②譲渡制限付株式の無償取得</p> <p>当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日（割当対象者が当社子会社の取締役の場合<u>（合併の効力発生日である2025年1月1日にあいち銀行の執行役員に就任した場合は、あいち銀行の執行役員の場合も含む）</u>は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当該子会社の定時株主総会の開催日の前日）までに当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位<u>（合併の効力発生日である2025年1月1日にあいち銀行の執行役員に就任した場合は、あいち銀行の執行役員の地位も含む）</u>からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退任の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。</p> <p>また、本割当株式のうち、本譲渡制限期間が満了した時点（以下、「期間満了</p>

	<p>時点」という。)において下記③の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、期間満了時点の直後の時点をもって、当社はこれを当然に無償で取得するものといたします。</p>
③譲渡制限の解除 当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日（割当対象者が当社子会社の取締役の場合は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当該子会社の定時株主総会の開催日）まで継続して、当社又は当社子会社の取締役のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日（割当対象者が当社子会社の取締役の場合は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当該子会社の定時株主総会の開催日の前日）までに当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した場合には、2024年7月から割当対象者が当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。	③譲渡制限の解除 当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日（割当対象者が当社子会社の取締役の場合 <u>（合併の効力発生日である2025年1月1日にあいち銀行の執行役員に就任した場合は、あいち銀行の執行役員の場合も含む）</u> ）は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当該子会社の定時株主総会の開催日）まで継続して、当社又は当社子会社の取締役のいずれかの地位 <u>（合併の効力発生日である2025年1月1日にあいち銀行の執行役員に就任した場合は、あいち銀行の執行役員の地位も含む）</u> にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、当社取締役会が正当と認める理由により、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日（割当対象者が当社子会社の取締役の場合 <u>（合併の効力発生日である2025年1月1日にあいち銀行の執行役員に就任した場合は、あいち銀行の執行役員の場合も含む）</u> ）は、本譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当該子会社の定時株主総会の開催日の前日）までに当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位 <u>（合併の</u>

	<p><u>効力発生日である2025年1月1日にあいち銀行の執行役員に就任した場合は、あいち銀行の執行役員の地位も含む</u>) からも退任した場合には、2024年7月から割当対象者が当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位 <u>(合併の効力発生日である2025年1月1日にあいち銀行の執行役員に就任した場合は、あいち銀行の執行役員の地位も含む)</u> からも退任した日を含む月までの月数を12で除した数に、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数 (ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。) の本割当株式につき、当該退任の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものいたします。</p>
⑤組織再編等における取扱い 当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者が当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、2024年7月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式	<p>⑤組織再編等における取扱い 当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が期間満了時点より前に到来するときに限る。以下、「組織再編等承認時」という。）であって、かつ、当該組織再編等に伴い割当対象者が当社及び当社子会社の取締役のいずれの地位 <u>(合併の効力発生日である2025年1月1日にあいち銀行の執行役員に就任した場合は、あいち銀行の執行役員の地位も含む)</u> からも退任することとなる場合には、当社取締役会決議により、2024年7月から当</p>

の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

該承認の日を含む月までの月数を 12 で除した数（ただし、計算の結果 1 を超える場合には 1 とする。）に、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果 1 株未満の端数が生ずる場合には、これを切り捨てるものとする。）の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

また、組織再編等承認時には、当社は当該組織再編等の効力発生日の前営業日をもって、同日において譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を当然に無償で取得するものといたします。

3. 変更日

2024 年 12 月 16 日

以 上